

## 第26回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成23年6月21日（火）午後6時45分～  
浦和コミュニティセンター第14集会室

- 1 開 会
  
- 2 議題  
（1）各チームからの報告事項について  
  
（2）自治基本条例について
  
- 3 その他
  
- 4 閉会

#### 【配付資料】

次第

資料1 条例案骨子の修正（案）

参考資料1 市民から寄せられた意見

条例案骨子の修正（案）

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<b>(6) 地域コミュニティ・区</b>	<b>第6章 地域及び区のまちづくり</b>	
<p><b>①身近なコミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (地域コミュニティ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。</u></li> <li>・ <u>自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。</u></li> <li>・ <u>市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>(地域のまちづくり)</p> <p>第29条 市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。</p>	<p>ア 地域における市民自治を推進するための章とすべきか。⇒<b>内容が固まってから検討</b></p> <p>イ ここでの「市民」は「市民」の定義よりも狭く、より「住民」に近いのではないかと。⇒「住民」では狭い。事業者や大学生なども考えられる。</p> <p>ウ 1つ目の「・」で、「地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて」は「自治会等の活動を通じて」にしてはどうか。「自治会等の活動を通じて」では自治会に限定して受け取られる可能性がある。⇒「自治会等」の「等」の範囲が分かるように何らかの修飾語が必要。</p> <p>エ 「地域コミュニティ」を定義づけるのであれば、その他部分で多く用いた方がよいのではないかと。あるいは、違う言葉に置き換えた方がよいのではないかと。⇒「地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体」とした。</p> <p>オ 2つ目の「・」で、「自治会等、市民活動団体」については他の条例と照らして整理する必要がある。⇒<b>文章整理</b>。</p> <p>カ 「活動する主体」について、「主体」という言葉を使う必要があるかと。「活動する者は」でもよいのではないかと。⇒「者又は団体」に修正。</p> <p>キ 「地域の身近な課題」に対し、「地域の身近でない課題」はあるのか。「地域の課題」でよいのではないかと。⇒<b>文章整理</b>。</p> <p>ク 「課題」ではないが、「向上」させたいものもあるのではないかと。⇒「暮らしやすい地域をつくるため」に修正。</p> <p>ケ 任意団体に対し、「努めるものとする」とすると、義務感が出てくるのではないかと。「・・・解決に積極的に協力し合うこととする」とするのはどうか。⇒<b>法律用語では後者の方が義務づけは強い</b>。他に「連携を図るものとします」も考えられる。なお、第2項では「自治会」の語句は削除。</p> <p>コ 3つ目の「・」の「自主性及び自律性」に関して、「自主性」だけでよいのではないかと。⇒<b>支配を受けないという意味を含めるため「自立性」でまとめる</b>。</p> <p>サ 「その活動…必要な支援を」について、どのような活動か限定する必要があるのではないかと。⇒「地域のまちづくりを目的として…行う活動」に修正。</p> <p>シ 3つ目の「・」に関して、2つ目の「・」と主語は異なるが、整理できないかと。⇒<b>文章が長くなり、難しい</b>。</p> <p>ス 社会福祉協議会や民生委員の活動についても記載した方がよいのではないかと。これらは危機管理にも入れた方がよいのではないかと。⇒<b>記載の是非、記載するとした場合どのように書くか要検討</b>。</p> <p>セ 「自治会」について記載すべきではないかと。⇒<b>第1項をはじめ本条に含まれる</b>。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p><b>②区のある方</b></p> <p>● (区役所の役割・責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所は、<u>区民</u>の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。</li> <li>区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民(区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。)による<u>地域のまちづくりの調整・まとめ役</u>として機能し、<u>地域の問題</u>について区民とともに、また、<u>本庁組織と連携</u>して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。</li> <li>そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、<u>区民の主体的なまちづくりの推進</u>に努めるものとする。</li> </ul> <p>● (区長の役割・責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、その権限と責任のもと、<u>市政及び区政の方針</u>に基づき、中長期的な視点に立って、<u>リーダーシップ</u>を発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。</li> </ul> <p>● (区民会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民が<u>主体となって</u>区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。</li> <li>区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、<u>区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等</u>を行う。</li> <li>市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。</li> </ul>	<p>(区役所の役割)</p> <p>第30条 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うとともに、区の特色を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>2 区役所は、前項に規定するもののほか、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>(1) 地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。</p> <p>(2) 区民の区政への参加及び協働を促進すること。</p> <p>(3) 区民の主体的なまちづくりを支援すること。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第31条 区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な観点から、区民のための区政を運営しなければなりません。</p> <p>2 区長は、前項に規定する取組等に当たっては、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。</p> <p>(区民会議)</p> <p>第32条 区民が主体的に区の課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民で構成する区民会議を設置します。</p> <p>2 区民会議は、区役所職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。</p> <p>3 市長及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。</p>	<p>ア 「区のある方」とすると主語に区民が出てこない。「区における市民自治(あるいは区民自治)のある方」としてはどうか。⇒章名や条の見出しには「区のある方」は使用しない。</p> <p>イ 区民の視点で書くか、区役所の視点で書くか。</p> <p>ウ <b>組織としての区役所に責務はあるのか、区長の責務として区役所の役割を果たすことがあるのではないか。</b>⇒見出しを「(区役所の役割)」と「(区長の責務)」として整理。</p> <p>エ 「区民」の定義と「市民」の定義を同じにしてもよいのか。⇒問題があるか要確認。</p> <p>オ 1つ目の「●」(区役所)で、「地域のまちづくり」の「地域」は何を指しているのか。「まちづくり」だけでよいのではないか。⇒文章整理。</p> <p>カ 「地域」は「区」にした方が分かりやすいのではないか。⇒文章整理。</p> <p>キ 「本庁組織」は分かりづらいか。⇒「関係部署又は関係機関」に修正し、<b>連携調整については手段の意味合いが強く、区長の責務とした。</b></p> <p>ク 「<b>区民の主体的なまちづくりの推進</b>」を区役所が努めるという記述は疑問⇒「<b>推進</b>」を「<b>支援</b>」に修正。</p> <p>ケ 2つ目の「●」(区長)の「市政及び区政の方針」の「方針」に関して、(5)①では「コンセプト」としている。統一した方がよいのではないか。⇒「<b>区政の方針</b>」を決めるのは誰か明確でなく、<b>文章整理の中で削除。</b></p> <p>コ <b>一職員でもある区長に、市長と同様に「リーダーシップ」と書くのはどうか。</b>⇒「<b>職員を指揮監督し</b>」に修正。</p> <p>サ 「区長の役割・責務」と「市長の役割・責務」等の書き方が一部異なる。⇒文章整理。</p> <p>シ 「区長の役割・責務」の内容については中間報告の考え方・解説のアとイに込めた想いをより明らかにする必要があるのではないか。⇒<b>区長は一つの職位であるが、市民にとって重要との考えに基づき規定している。さらに重要性をどのように書くかは要検討。</b></p> <p>ス 3つ目の「●」で、「区民会議」について、ここで書く必要があるのか。⇒<b>区(市)が設置するものであり、書くことに問題はないと考える。残すか否かについては要検討</b></p> <p>セ 「主体となって」よりも、「主体的に」とした方がよいのではないか。⇒修正。</p> <p>ソ 「<b>区役所職員が区民会議に参加し…</b>」より、<b>区民会議は、職員の参加…を求める</b>とした方が<b>主体性を表現できるのではないか。</b>⇒修正</p> <p>タ 行政区と自治会の関わりは整理すべきではないか。⇒<b>書くかどうか、書くとしたらどのように書くべきか要検討。</b></p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
(7) 条例の運用等	第7章 実効性の確保	
<p><b>①条例の運用(実効性の確保)</b></p> <p>● (実効性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。</li> <li>議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。</li> </ul> <p>● (条例の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。</li> <li>この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。</li> </ul>	<p>(実効性の確保)</p> <p>第33条 市は、この条例の実効性を確保するため、この条例に係る次のことを市民参加により行う仕組みを設けて、適宜実施しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 周知及び啓発</li> <li>(2) 運用状況の調査</li> <li>(3) 実績の評価</li> <li>(4) 必要な見直し</li> </ol>	<p>ア 「条例の位置づけ」と「実効性の確保」をまとめ上げ、条例の最後に持ってくる方法が考えられる。⇒「条例の位置付け」を最後にすると新たな章が必要か？ 総論で書いて予めそのようなものと理解した上でこれ以降を読んでもらう流れ。</p> <p>イ 「啓発」を行うのは「市長等」か、「議会」か。⇒主語を「市」で整理。</p> <p>ウ 「設けるものとする」ではなく、「設けなくてはならない」とするのはどうか。⇒修正。</p> <p>エ 仕組みについて具体案が必要ではないか。全体会で事例研究をしてもよい。⇒要検討。</p> <p>オ 1つ目の●の1つ目の「・」と2つ目の「・」は重複ではないか。⇒全体を整理。</p>

## 市民から寄せられた意見

平成23年6月14日開催の第25回さいたま市自治基本条例検討委員会での配付資料1「条例案骨子の修正(案)第3ページ⑫市の発展のための法務」について、以下のとおり意見及び感想を述べます。

### 意見

修正(案)は「中間報告・条例案骨子」より改善されていますが、なお誤解される表現が見られますので、修正(案)を基礎に、次のA Bいずれかの修正を施すべきと考えます。

**A案 「法令等の」を「条例、規則等の」と置き換え、後段の「条例、規則等の」を削除する。**

#### (修正後)

市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、条例、規則等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて制定、改正又は廃止を行わなければなりません。

#### (修正理由)

法律、政令等、国が定めているものについては、「自らの責任において」(＝市独自)行う「適正な解釈」を求めるべきでないと考えます。上記第3ページ右側の「疑問点等」では「条例・規則についても解釈や運用はあると考える」とありますので、ここでは条例、規則等に限定することが妥当と考えます。

**B案 「自らの責任において、」を削除し、「適正な」を「的確な」に置き換える。**

#### (修正後)

市は、地域又は社会の課題の解決のため、法令等の的確な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。

#### (修正理由)

「自らの責任において」は、中間報告にあるように、「柔軟な運用」に繋がる表現です。法令について独自解釈を加えることは避けるべきこと(注)です。(行政の実務では、むしろ自治体間で解釈の統一に努力しているのが実態です。)

「適正な」の表現は、評価・判断を含んだ表現であり、自ら定める条例、規則等以外に用いることは好ましくないと考えます。行政担当者の消極的解釈(≒不作為)或いは拡大解釈(≒権限乱用)を防止するうえでも、「これが正しい」と担当者が言う口実にされかねない表現は避けるべきと考えます。

注：自治体間で解釈が異なることは、当事者にとっても、他の自治体にとっても迷惑なことです。また、かつて機関委任事務であったものの多くが自治事務となりましたが、今なお法定受託事務として残っているものも少なからずあり、それらも含めて「自らの責任において適正な解釈を行う」ことは、いささか乱暴な議論です。

## 感想

中間報告の表現に危機感を抱いて当初対応しましたが、今回の修正(案)で一定程度是正されており、委員会（事務局？）の良識を多と致します。

過去の経緯を自分なりに調べたところ、平成22年11月29日開催の第11回議会・行政部会の記録第7ページ（7）「行財政運営⑥政策法務」にある《たたき台》（下記）は、概ね妥当なものと評価できます。（【考え方・解説】は、やや書きすぎです。）

それが中間報告の段階で大きく改変されていることに違和感を覚えます。議事録を読んでもその経緯がはっきりしません。

委員各位の長期間にわたる献身的活動に敬意を表しますが、常に市民の目が注がれていることを踏まえ、アカウントビリティに今後ともご留意下さるようお願い致します。

《たたき台》

### 【条例案骨子】

（自治を育てる条例の整備・運用）

- ・ 市民、議会及び市は、市民自治の発展のために条例を見直し、必要に応じて、改廃または制定する。
- ・ 市民、議会及び市は、市民自治の発展のために法令の解釈及び運用を適切に行う。

以上、1名の方からの意見